

記料所時盛神主ノ所知、件御節供菊花御饌供進次第、如三月三日桃花御饌之勤、件菊花菊御菌勤也、直會饗當時退轉、詔刀云

度會ノ宇治ノ五十鈴ノ河上ノ下津石根ニ大宮柱太敷立、高天原ニ千木高知、皇御麻命ノ稱辭定奉、掛長キ天照坐皇太神ノ廣前ニ、恐ミ恐ミモ申ク、常モ奉ル今年九月九日ノ菊ノ御饌并御酒御贊等ヲ調奉狀ヲ平ク安ク聞食テ、朝廷寶位無動常石堅石ニ、夜守日守護幸給ヒ、阿禮坐皇子達ヲモ慈給エ、百官供奉人等ヲモ、天下四方國ノ人民ノ作食五穀豐饒恤幸給ト、恐ミ恐ミモ申、

年號九月九日

〔鹿島宮年中行事九月〕九日、大宮祭、大宮司、大禰宜物忌、

右八日之晚興リ、樓門面エ、日神、月神奉カザリ嚴設、九日之日暮先如例、於神前備御供、略○中 九月九日ハ、

月ト日ト九陽ニ叶故、重陽ト云、然ニ日月嚴今日之祭事ヲ專勤行、於内裏、九日ニハ重陽之宴ト

テ、君臣菊酒ヲ祝祭事、子細多、

菊綿

〔倭訓栞前編七〕きくのわた、後撰集、源氏物語などに見えたり、九月九日にある事也、きせわたと

もよめり、七月朔日よりきせて、九月九日に大内へかざしまゐる也ともいへり、

〔故實拾要五〕九月九日、御菊居、是常御殿ノ御庭ニ菊綿ヲ加置也、陰陽師大黒調進之、菊居ト云

ハ、菊ノ枝ニ色綿ヲ以、菊ノ花ヲ作り、件ノ枝ニ付テ獻之也、是ヲ菊居トモ菊綿トモ云也、往古今日

菊ノ花不咲事アリテ、件ノ事ヲ被用シヨリ始ルト云々、

〔松の落葉三〕菊のきせわた、菊にわたをきするは、花の香を綿にうつしとりて、そのうつしの香をもてはやすためにぞありける、そは清少納言の枕冊子に、九月九日は、暁がたより雨すこしふりて、きくの露もこちたくそぼち、おほひたる綿などもいたくぬれ、うつしの香ももてはやすれ、たるとあるにて、えられたり、さるを春曙抄といへる、此冊子のちうさくに、きくに綿をきするは、